

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【公開番号】特開2016-60416(P2016-60416A)

【公開日】平成28年4月25日(2016.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-025

【出願番号】特願2014-191154(P2014-191154)

【国際特許分類】

B 6 2 D 1/20 (2006.01)

B 6 2 D 5/04 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 1/20

B 6 2 D 5/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月14日(2017.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

上述の様なステアリングコラム2とハウジング11とを組み合わせて成るコラムユニットを備えた電動式パワーステアリング装置で、このハウジング11の軽量化並びにコスト低減を図る為に、このハウジング11を、従来からの金属製に代えて、合成樹脂製とする事が、特許文献1に記載されている。又、この特許文献1には、電動式パワーステアリング装置に関して、合成樹脂製のハウジングに対する金属製のステアリングコラムの前端部の結合強度を確保する為に、このステアリングコラムの前端部を前記ハウジングの後端部の内部に包埋した構造が記載されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 6】

[実施の形態の第2例]

本発明の実施の形態の第2例に就いて、図5により説明する。

本例の場合、インナコラム19aの前端部は、トルク検出用コイルユニット16の周囲を取り囲む部分である大径円筒部40の前半部よりも更に前方に位置する部分に、玉軸受13bの外輪34を締り嵌めて内嵌する為の嵌合部である第二の大径円筒部44を有している。この第二の大径円筒部44は、前記大径円筒部40よりも大径で、この大径円筒部40と同心である。これら大径円筒部40と第二の大径円筒部44との間部分は、前方に向かうに従って直径が大きくなる方向に傾斜した第二の部分円すい筒部45になっている。又、本例の場合、トルク検出用コイルユニット16の端子36、36をインナコラム19aの外径側に引き出す為の切り欠き42aは、前記大径円筒部40の前端寄り部分から前記第二の大径円筒部44の前端縁まで連続して設けられており、この第二の大径円筒部44の前端縁に開口している。